

意見案第 14 号

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

上記議案を、別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 17 日提出

提出者 倶知安町議会議員

笠 原 啓 仁

森 禎 樹

早 川 貴 士

波 方 真 如

佐 藤 英 俊

古 谷 眞 司

門 田 淳

盛 多 勝 美

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性を有し、農畜産物や水産物の全国有数の生産地として国民の食を支えている。また、近年では風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの高いポテンシャルにも注目が集まっており、これらの強みを生かしながら、持続可能で活力ある北海道の実現を目指している。

一方で、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災害による交通障害、幹線道路や通学路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

これらの課題解決に向け、次世代半導体、GX、AI・DXといった産業の集積促進、国際競争力の強化、人流・物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靱な地域づくりを一層進めるため、高規格道路から道道・市町村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要がある。また、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全・安心の確保も必要である。

よって、国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靱化を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 道民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものにしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備・維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
2. 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に推進し、道路の安全・安心を確保するために、資材価格や人件費の高騰等の影響を踏まえた必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。
3. 高規格道路の未整備区間の解消、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を進め、災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
4. 令和8年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業債について、道路等の長寿命化推進のため、期限を延長すること。
5. 冬期における安全な道路交通の確保や通学路等の交通安全対策など、地域生活を支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

6. 道路整備の事業評価において、多様な効果を考慮するとともに、社会的割引率を含め、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること。
7. 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び各開発建設部の人員体制を充実・強化すること。
8. 維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。
9. 冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 17 日

北海道虻田郡倶知安町議会議長 作 井 繁 樹

意見案第 15 号

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 17 日提出

提出者 倶知安町議会議員

笠 原 啓 仁

森 禎 樹

早 川 貴 士

波 方 真 如

佐 藤 英 俊

古 谷 真 司

門 田 淳

盛 多 勝 美

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に使われる軽油に設けられている免税制度が、令和 6 年 3 月末で廃止される予定となっていました。が、索道事業者等からの強い要望により 3 年間延長措置が認められ、令和 9 年 3 月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

当町内のスキー場におきましても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経営維持に軽油引取税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油引取税の課税免除特例措置を継続するよう強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 17 日

北海道虻田郡倶知安町議会議長 作 井 繁 樹

意見案第 16 号

米国産食用馬鈴薯（ジャガイモ）の輸入解禁に反対し
厳格な植物検疫体制の維持を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 17 日提出

提出者 倶知安町議会議員

笠 原 啓 仁

森 禎 樹

早 川 貴 士

波 方 真 如

佐 藤 英 俊

古 谷 真 司

門 田 淳

盛 多 勝 美

米国産生食用馬鈴薯（ジャガイモ）の輸入解禁に反対し 厳格な植物検疫体制の維持を求める意見書

現在、政府において、米国政府からの要請に基づき、原則輸入禁止とされてきた米国産生食用馬鈴薯の輸入解禁に向けた日米間の検疫協議が進められている。

我が国の馬鈴薯生産は、北海道をはじめとする国内主要産地が担っており、地域の基幹産業として、また国民への安定的な食料供給の要として重要な役割を果たしている。しかしながら、生食用馬鈴薯の一般流通が解禁された場合、我が国の畑作農業に甚大な被害を及ぼす病害虫の侵入リスクが飛躍的に高まる。

今般、農林水産省のリスク評価において、「ジャガイモシストセンチュウ」や「コロドハムシ」など 21 種類の危険な病害虫が特定されたところである。これらは一度国内の圃場に侵入・定着すれば、防除が極めて困難であり、生産基盤そのものを揺るがしかねない。

また、加工用馬鈴薯のように限定された施設での処理とは異なり、一般の生食用として市場やスーパー等に流通すれば、消費者が家庭菜園等へ植え付ける可能性や、付着した土壌を介した感染拡大などにより、水際での防疫措置を徹底することは極めて困難となる。

病害虫の侵入は、生産現場の生産意欲を著しく減退させ、地域経済の衰退、ひいては我が国の食料安全保障を脅かす重大な事態を招きかねない。

よって、国においては、国内農業及び食料安全保障を守る観点から、生産者や国民の不安を真摯に受け止め、下記の事項を講じるよう強く要望する。

記

1. 我が国の農業に甚大な悪影響を及ぼすおそれのある病害虫の国内侵入を断固阻止するため、米国産生食用馬鈴薯の輸入解禁要請に対しては、毅然とした姿勢で反対すること。
2. 国際的な協議にあたっては、科学的根拠に基づいた厳格な植物検疫体制を維持し、国内の生産現場に不利益や不安が生じないよう、万全な措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 17 日

北海道虻田郡倶知安町議会議長 作 井 繁 樹

意見案第 17 号

円安・物価高・資材不足などから中小企業の経営を支えるための緊急対策を
求める意見書

上記議案を、別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 17 日提出

提出者 倶知安町議会議員

笠 原 啓 仁

森 禎 樹

早 川 貴 士

波 方 真 如

佐 藤 英 俊

古 谷 真 司

門 田 淳

盛 多 勝 美

円安・物価高・資材不足などから中小企業の経営を支えるための緊急対策を求める意見書

イラン戦争や円安による原油や原材料の価格高騰と資材不足、円安、金利上昇が中小企業の経営を直撃しています。民間調査会社によれば、今年上半期（1月～6月）の「円安」を要因とする倒産は前年同月比で32.3%も増え、7月も前年同月を上回っています。

雇用の7割を支え日本経済の土台である中小企業の倒産・廃業が進むことは、日本経済そのものに深刻な打撃を与えることになります。

よって、政府においては、円安・物価高・資材不足などから中小企業が倒産・廃業を起こさないために以下の緊急対策を行うことを求めます。

一、コストの上昇や、借入金利の上昇に苦しむ中小企業に対する資金繰り支援として、燃料、光熱費、家賃やリース料など固定費への補助、借入金利子や税・社会保険料の支払猶予措置を取ること。

一、無担保・無利子かつ、業績が回復しない場合の債務減免を含む「特別融資制度」を創設すること。

一、原材料不足や価格高騰、人手不足などにより休業を余儀なくされた中小企業に対し、十分な休業補償を行うこと。

一、中小企業の雇用を守るために、雇用調整助成金の助成率や上限額の引き上げ、支給日数の延長などの特別措置を実施すること。

一、農業、漁業における燃油や肥料、資材の高騰に対する支援を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月17日

北海道虻田郡倶知安町議会議長 作 井 繁 樹

意見案第 18 号

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の
抜本的強化を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 17 日提出

提 出 者 倶知安町議会議員

笠 原 啓 仁

森 禎 樹

早 川 貴 士

波 方 真 如

佐 藤 英 俊

古 谷 眞 司

門 田 淳

盛 多 勝 美

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年7月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化および支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

一、猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置および下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

一、災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMA T(災害派遣医療チーム)やD P A T(災害派遣精神医療チーム)、D W A T(災害派遣福祉チーム)等を避難所のみならず、車中泊や在宅派遣避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

一、被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、G A D M(災害マネジメント総括支援員)をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑につなぐコーディネーター機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

一、ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動およ

び住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

一、複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底

地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 17 日

北海道虻田郡倶知安町議会議長 作 井 繁 樹

意見案第 19 号

年金受給額の物価スライドに伴う課税化と社会保障負担の逆転現象の解消を
求める意見書

上記議案を、別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 17 日提出

提出者 倶知安町議会議員

笠 原 啓 仁

森 禎 樹

早 川 貴 士

波 方 真 如

佐 藤 英 俊

古 谷 眞 司

門 田 淳

盛 多 勝 美

年金受給額の物価スライドに伴う課税化と社会保障負担の逆転現象の解消を求める意見書

物価高騰が続く中、公的年金の給付額については「物価スライド制」に基づき増額改定が行われている。しかしながら、住民税の非課税限度額は物価スライド制が導入されておらず、年金収入がわずかに増加した結果、非課税限度額を超えてしまい、これまで「非課税世帯」であった高齢者層が「課税世帯」へ移行する事態が全国で相次いでいる。

これにより、住民税の課税が発生するのみならず、介護保険料の段階が引き上がって大幅な増額(1.5倍以上等)となったり、介護保険施設等における補足給付(食費・居住費の軽減)や高額介護サービス費の優遇措置が受けられなくなったりするなど、連動する社会保障制度上の負担が一気に跳ね上がる現象が生じている。

結果として、年金の支給額がわずかに増えたにもかかわらず、手取り額や実質的な生活費が大幅に減少するという「制度の狭間による逆転現象」が引き起こされており、物価高に苦しむ生活現場において極めて理不尽で過重な負担を強いる結果となっている。

年金額の改定が物価高騰への対応を目的としているにもかかわらず、税制や社会保障制度の境界線(壁)が据え置かれていることによって生じるこの問題は、制度設計上の重大な不備であり、一刻も早い是正が必要である。

よって、国においては、国民の安心と安定した生活を守るため、下記事項について早急に是正措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 非課税限度額等の見直しと物価連動

年金額の物価スライド改定に合わせ、住民税の基礎控除額および非課税限度額を柔軟に引き上げるなど、年金微増のみを理由として不利益が生じない制度構造へと是正すること。

2. 急激な負担増を防ぐ「経過措置」の早期導入

非課税世帯から課税世帯へ移行した直後の層に対し、介護保険料や介護サービス自己負担額の急増(崖)を緩和する漸減的な調整措置や経過措置を直ちに講じること。

3. 早期の制度見直しと実行

制度改善の検討にあたっては、先送りすることなく、次期制度改正・予算編成において前倒しで迅速に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月17日

北海道虻田郡倶知安町議会議長 作 井 繁 樹

意見案第 20 号

持続可能な水田・畑作農業の確立に向けた意見書

上記議案を、別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 17 日提出

提出者 倶知安町議会議員

笠 原 啓 仁

森 禎 樹

早 川 貴 士

波 方 真 如

佐 藤 英 俊

古 谷 眞 司

門 田 淳

盛 多 勝 美

持続可能な水田・畑作農業の確立に向けた意見書

北海道の農業・農村は大規模で専門的な経営が中心となり、我が国の耕地面積の約4分の1を占める広大な土地資源を生かし、安全・安心な農畜産物を安定的に生産・供給し続けており、昨年4月に策定された「食料・農業・農村基本計画」では、北海道が主要穀物などの主産地として明記されるなど、我が国の食料供給地域として北海道への期待と役割は、ますます大きくなっている。

一方、近年では、地球規模での気候変動やロシアによるウクライナ侵攻・中東情勢の緊迫化などにより、営農に必要不可欠な生産資材の価格高騰や安定的な調達に対する不確実性が一層高まっており、農業経営にも多大な影響を及ぼしている中、北海道においても農業従事者数の減少や高齢化の進展、これらに伴う労働時間や機械導入費用の増加など、農業者に過度な負担を強いる悪循環が生じている。

このような中、道では、「第7期北海道農業・農村振興推進計画」を策定し、我が国の食料安全保障に最大限貢献できるよう各般の施策を総合的・計画的に推進していくこととしている。

また、国では、令和7年度からの5か年を農業構造転換集中対策期間と位置づけ、食料安全保障の強化に取り組むとともに、令和9年度からの水田政策の見直しを進めているが、これらの政策は、農業・農村の持続的な発展と農業経営の安定や再生産・再投資が可能な政策となるよう、地域の実情に即し、生産性の向上につながる制度に見直す必要がある。

よって、国においては、今後とも、地域の担い手が生産基盤である農地を維持し、将来にわたり意欲を持って営農が継続できるよう、次の事項について、十分配慮するよう強く要望する。

記

1. 水田政策の見直しや畑作物の直接支払交付金などの経営所得安定対策の検討に当たっては、地域の実情を踏まえつつ、現行以上の支援水準が確保されるよう十分な予算を確保し、農業経営の安定化に向けた対策を講ずること。
2. 需要に応じた生産や地域作物の振興、輪作体系の確立など、地域の実情に応じた産地形成に取り組めるよう地域が裁量を持って活用できる産地交付金を維持・拡充すること。
3. 農地の保全や環境負荷低減への取組に対する支援の強化に向け、日本型直接支払制度の抜本的な見直し・拡充を図ること。
4. 高温・干ばつなどの異常気象も頻発する現況を踏まえ、我が国の食料安全保障の観点から、北海道農業の在り方を重視した政策を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月17日

北海道虻田郡倶知安町議会議長 作 井 繁 樹

意見案第 2 1 号

道立高等学校における空調設備の早期整備及び財政支援の拡充を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 1 7 日提出

提出者 倶知安町議会議員

笠 原 啓 仁

森 禎 樹

早 川 貴 士

波 方 真 如

佐 藤 英 俊

古 谷 真 司

門 田 淳

盛 多 勝 美

道立高等学校における空調設備の早期整備及び財政支援の拡充を求める意見書

近年、気候変動により北海道においても夏季の気温上昇が顕著となり、学校における酷暑対策は、子どもたちの生命と健康を守り、良好な教育環境を確保する上で重要な課題となっている。

北海道教育委員会では、道立学校の普通教室に窓枠クーラーやスポットクーラー等の簡易型空調機器を整備してきた。緊急的な暑さ対策として一定の役割を果たしている一方、道教育委員会自身も、その冷却効果は一般的な冷房設備と比較して限定的であるとしている。

また、道内の市町村立小中学校では空調設備の整備が進められており、義務教育段階で確保された教育環境が高校進学後に後退することは望ましい状況とは言えない。

さらに、高等学校等就学支援金制度の拡充により、公立・私立を問わず学校が選択される環境が広がる中、教育内容のみならず学校施設の整備や良好な教育環境の確保は、道立高校が将来にわたり生徒から選ばれるためにも必要であり、地域によって教育環境に格差が生じることなく、子どもたちが等しく良好な環境で高等学校教育を受けられることは、教育の機会を保障する上でも重要である。

一方、公立高等学校の空調設備整備については、小中学校等を対象とする学校施設環境改善交付金と同様の財政支援が十分に確保されておらず、設置者である都道府県の財政負担が大きな課題となっている。

北海道の未来を担う子どもたちの生命と健康を守り、安心して学ぶことのできる教育環境を整備することは、将来への重要な投資である。

よって、国、北海道及び北海道教育委員会においては、次の措置を講ずるよう強く求める。

記

1. 国においては、公立高等学校における空調設備の整備及び更新を促進するため、十分な財政支援制度を整備・拡充すること。
2. 北海道及び北海道教育委員会においては、道立高等学校の普通教室について、十分な冷房能力を有する空調設備の整備を計画的かつ早期に進めること。
3. 北海道及び北海道教育委員会においては、大規模改造工事等の実施時期にかかわらず、壁掛け型エアコンの単独設置を含む多様な整備手法を検討し、空調設備の整備を加速すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月17日

北海道虻田郡倶知安町議会議長 作 井 繁 樹

意見案第 2 2 号

北海道新幹線建設工事の遅延に伴う地域交通の整備を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 1 7 日提出

提出者 倶知安町議会議員

笠 原 啓 仁

森 禎 樹

早 川 貴 士

波 方 真 如

佐 藤 英 俊

古 谷 真 司

門 田 淳

盛 多 勝 美

北海道新幹線建設工事の遅延に伴う地域交通の整備を求める意見書

北海道新幹線新函館北斗・札幌間は、北海道の広域交通体系を大きく発展させ、観光、物流、地域経済の活性化に寄与する国家的な交通基盤として、その一日も早い完成・開業が期待されている。

倶知安町においても、新幹線建設工事及び倶知安駅周辺整備が進められており、その一環として、新幹線高架橋整備に伴い道道倶知安ニセコ線の南一線跨線橋の撤去が進められている。これにより車両は迂回を余儀なくされ、日常の通勤、通学、救急、物流及び観光等に影響が生じており、特に積雪期における安全性と交通利便性の低下が懸念されている。

南一線跨線橋の車両通行止め期間は、並行在来線の代替交通への転換後に行われる平面化工事の完了までとされている。しかし、北海道新幹線の完成・開業については、現時点では概ね2038年度末頃との見通しが示され、当初の想定から大幅に遅れることとなった。このため、地域住民や観光客が交通上の不便を強いられる期間も、当初の想定を大きく超えて長期化することが見込まれている。

北海道新幹線は国の整備計画に基づき進められる国家的な社会基盤整備であり、事業工程の大幅な変更によって地域に新たな、または当初想定を超える負担が生じる場合、その負担を地域住民や地元自治体のみに負わせることは適切ではない。

事業の完成まで地域に協力を求めるのであれば、国、北海道及び事業主体は、その過程において生じる住民生活、観光産業への影響についても責任を持ち、安全性と利便性を確保するための措置を講ずる必要がある。

よって、国、北海道及び関係機関においては、北海道新幹線の日も早い完成・開業に全力を尽くすとともに、倶知安町における地域交通を確保するため、次の事項について必要な措置を講ずることを強く求める。

記

1. 南一線跨線橋の撤去及び北海道新幹線の完成・開業時期の大幅な遅延を踏まえ、地域住民や観光客の交通上の負担を軽減するため、踏切の設置を含め、地域の実情に即した実効性ある代替交通路を速やかに整備すること。
2. 代替交通路の整備については、新幹線建設事業及びその工程変更に伴って必要となった措置であることを踏まえ、国の責任において必要な財源を確保するとともに、北海道、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構その他の関係機関との調整を図り、倶知安町に新たな財政負担を求めることなく実施すること。
3. 代替交通路について、積雪寒冷地である地域特性を十分に考慮し、冬期間を含め通勤、通学、救急搬送及び物流等に必要な安全な交通機能を確保するとともに、

観光交通にも十分配慮すること。

4. 今後、整備新幹線事業において工程の大幅な変更等により沿線地域への影響が長期化する場合には、地域住民及び地方自治体に過度な負担が生じることのないよう、事業主体の責任による代替措置及び必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 17 日

北海道虻田郡倶知安町議会議長 作 井 繁 樹

意見案第 2 3 号

未成年者の健全な成長を守るためのスマートフォン、SNS 及びオンラインゲームの適正利用環境の整備を求める意見書

上記議案を、別紙のとおり提出いたします。

令和 8 年 9 月 1 7 日提出

提出者 倶知安町議会議員

笠 原 啓 仁

森 禎 樹

早 川 貴 士

波 方 真 如

佐 藤 英 俊

古 谷 眞 司

門 田 淳

盛 多 勝 美

未成年者の健全な成長を守るためのスマートフォン、SNS及びオンラインゲームの適正利用環境の整備を求める意見書

近年、ICT授業の拡大、スマートフォン、SNS及びオンラインゲームの普及により、児童生徒がデジタルサービスを利用し始める年齢が低下している。

これらは、情報収集や学習、交流などに有用である一方、長時間利用による睡眠不足や生活習慣の乱れ、学習意欲や集中力の低下、SNS上での誹謗中傷や有害情報への接触など、子どもの心身の健全な成長への影響が国内外で指摘されている。

教育現場においても、深夜までオンラインゲーム等に没頭した結果、朝起きられず登校に支障を来したり、授業中の眠気や集中力の低下につながったりする事例が見受けられる。

現在、家庭で利用されるスマートフォンやゲーム機等には、保護者が利用時間、利用可能なコンテンツや課金等を管理する機能が備えられているものの、その設定方法が十分に理解されず、活用されていない場合も少なくない。子どものデジタル利用を家庭の責任と任意の設定のみに委ねることには限界があり、機器やサービスを提供する事業者側にも未成年者の過度な利用を防止するための実効性ある措置が求められる。

特にオンラインゲームには、他の利用者との協力プレイ、継続的なイベント、報酬その他の継続的な利用を促す仕組みにより、心身や自己管理能力が発達途上にある子どもが自ら利用を中断することが難しい場合もあり、年齢に応じた利用時間の上限や深夜時間帯の利用制限などを、あらかじめ標準的な機能として設けることが必要である。

海外では、オーストラリアにおいて16歳未満の者が対象となるSNSのアカウントを作成・保有できないよう、事業者に合理的な措置を義務付ける制度が施行されている。また、欧州においても年齢確認の強化や過度な利用を促すサービス設計への対策が進められるとともに、SNSを利用できる年齢の在り方について議論が行われている。

我が国においても、デジタル技術の利便性を生かしながら、子どもたちが安心して学び、心身ともに健やかに成長できる環境を整備するため、家庭や学校への啓発にとどまらない実効性ある制度を構築することが急務である。

よって、国においては、次の事項について速やかに取り組むよう強く求める。

記

1. スマートフォン、SNS及びオンラインゲームの長時間利用が、児童生徒の睡眠、心身の健康及び学習環境に与える影響について、科学的知見に基づく調査研究を推進し、その結果を広く周知すること。

2. 家庭及び学校が適切な利用指導を行えるよう、保護者及び児童生徒に対する教育、啓発及び相談支援体制の充実を図ること。
3. 未成年者によるSNS及びオンラインゲームの過度な利用を防止するため、個人情報及びプライバシーに十分配慮しつつ、利用者の年齢を適切に確認できる仕組みを整備すること。また、機器、サービス事業者に対し、保護者が利用時間及び深夜時間帯の利用を容易に設定・管理できる機能の標準搭載、年齢や発達段階に応じた初期設定その他の保護措置を求める法制度の在り方を検討すること。
4. 未成年者の利用を長時間化させ、または過度な課金を誘発するおそれのあるサービス設計について実態を把握し、子どもの健全な成長を最優先とした事業者の責務及び必要な規制の在り方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月17日

北海道虻田郡倶知安町議会議長 作 井 繁 樹